

本店は栃木県だが、訴訟管轄を東京地方裁判所にしたい

特商法のエキスパート

千原弁護士

# 法律Q&A

## 質問

当社は特定商取引法の適用がある会社です。お客さまとの契約約款を作成していますが、「訴訟管轄」について教えてください。

①当社は栃木県に本店を置いていますが、依頼する弁護士の関係から東京地方裁判所を管轄にしたいと考えています。可能でしょうか。当社のお客さまは北海道などにもおられます。お客さまの住所地を管轄にする必要がありますか。その場合、北海道での訴訟はコストが合わないのでは、事実上、諦めなければならぬように思います。②訴訟管轄の契約条項の適当なモデル書式があれば、教えてください。(特商法適用会社社長)



**プロフィール**

1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第二東京弁護士会所属。現在、約170社(うちネットワークビジネス企業約90社)の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法などの一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」(中央経済社)などがある。

## 回答

順にお答えします。まず①ですが、特商法等の法律の規制では、訴訟管轄を規制する規定はなく、会社の判断で自由に管轄を決めることが可能です。そこで、貴社の判断で、東京地方裁判所を管轄とすることも可能です。

ただし、消費者保護的な考えは、別の観点から反映されず、地方の消費者保護条例等では、消費者に不利益な管轄を定めることを禁止しているケースがあります。また、貴社の例で言うと、

北海道のお客さまとの間で訴訟になった場合、東京地方裁判所での管轄条項を設けていても、裁判所の判断で、「消費者に不利」として否定され、北海道で訴訟をせざるを得ないケースがよくあります。なお「北海道での訴訟コスト

が大きい」という前提であれば、特に大きな問題はないうということになります。消費者関連訴訟の大部分は、証人尋問をせずに和解で終わります。貴社も証人尋問による出張コストや手間を考えると、和解解決を目指すことになると思います。

# 訴訟管轄を規制する規定はないが…

トですが、ご理解のために、最近の民事訴訟の状況を説明します。

コロナ禍以降、裁判のオンライン化が大きく進められ、私ども弁護士が関与する訴訟の9割以上は、オンライン期日で行われます。つまり、担当する弁護士の必要になったとしても、仮に札幌地方裁判所での訴訟が必要になったとしても、弁

を請求する場面もありません。(※なお、和解で解決せず、最終的に証人尋問となる場合は、裁判所に実際に行く必要がありますので、費用負担が発生します)

そうすると、貴社としては、「当社とお客さまとの訴訟については、東京地方裁判所もしくはお客さまの住所地の地方裁

えると、和解解決を目指すことになると思います。次に②ですが、以上を踏まえた上で、私が提示する、特商法適用企業等向けの訴訟管轄条項は以下の通りです。

「当社とお客さまとの訴訟については、東京地方裁判所もしくはお客さまの住所地の地方裁

明したとおり、現在ではほとんどがオンライン期日となっています。そのため、訴訟管轄の条項自体、大きくこだわるところではないと思います。極端な話、訴訟管轄条項がなくても、それによって不利益を受けることはまれだと思います。